

(別紙)

タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領（平成31年3月31日付け30消安第5305号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1 趣旨</p> <p>1 タイへ輸出するりんご、なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう及びなすの生果実（以下「タイ向けりんご等の生果実」という。）について、タイ向けりんご等の生果実の生産者（以下「生産者」という。）及び<u>選果こん包を行う施設</u>（以下「<u>選果こん包施設</u>」という。）の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を齊一に実施することをもって、我が国からのタイ向けりんご等の生果実の円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。</p> <p>2 タイ向けりんご等の生果実の検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号。<u>以下「規程」という。</u>）によるほか、この要領により実施するものとする。</p> <p>第3 生産園地の登録</p> <p>1 生産者又は生産者が属する生産者団体等の責任者（以下「<u>管理者</u>」という。）は、タイ向けりんご等の生果実の栽培に際し次に掲げる措置が的確に実施される生産園地を、タイ向けりんご等の生果実の生産園地として申請するものとする。なお、<u>申請に係る生産園地が同一市町村内に複数ある場</u></p> | <p>第1 趣旨</p> <p>1 タイへ輸出するりんご、なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう及びなすの生果実（以下「タイ向けりんご等の生果実」という。）について、タイ向けりんご等の生果実の生産者（以下「生産者」という。）及び<u>選果こん包施設</u>の責任者等が実施する園地管理、収穫、選果こん包等が関係法令に従って適切に実施されることを確保するほか、植物防疫官が行う検疫を齊一に実施することをもって、我が国からのタイ向けりんご等の生果実の円滑な輸出を確保するため、本要領を定める。</p> <p>2 タイ向けりんご等の生果実の検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び輸出植物検疫規程（昭和25年8月4日農林省告示第231号）に<u>定めるもののほか</u>、この要領により実施するものとする。</p> <p>第3 生産園地の登録</p> <p>1 生産者又は生産者が属する生産者団体等（以下「<u>生産者団体等</u>」という。）の責任者は、タイ向けりんご等の生果実の栽培に際し<u>次の（1）及び（2）の措置が的確に実施される生産園地を</u>、タイ向けりんご等の生果実の生産園地として申請するものとする。なお、<u>生産者又は生産者団体等の責</u></p> |

合には、これを1つの生産園地として管理者から選出された者（以下「代表者」という。）による申請（以下「包括申請」という。）を行うことができる。

(1)・(2) (略)

2 管理者又は代表者は、前項の申請に当たっては、生産園地・生産施設登録申請書（「二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領」（令和5年9月6日付け5消安第3182号農林水産省消費・安全局長通知。以下「二国間生果実実施要領」という。）第1号様式）を作成の上、当該生産園地の所在する都道府県に提出するものとする。なお、生産園地・生産施設登録申請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該生産園地が前項による申請の前年度に6による登録を受けている場合は、生産園地・生産施設登録申請書の備考欄に当該生産園地の登録生産園地・施設番号を記入すること。

(2) 生産園地・生産施設登録申請書の面積欄、種類・名称欄、形態・用途欄、ロット番号・品種名欄、栽培数欄及び栽培地検査申請先欄の記入は不要とすること。

(3) 1の包括申請を行う場合は、生産者氏名欄に代表者氏名を記入すること。

3 前項により生産園地・生産施設登録申請書の提出を受けた都道府県は、提出された申請書を取りまとめ、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに当該都道府県を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）等を通じて提出するものとする。なお、包括申請の場合は、都道府県は、当該申請に係る生産者又は生産者団体等に関す

任者は、タイ向けりんご等の生果実の生産園地として登録を希望する園地が複数集まった地域を一つの生産園地として、当該地域を取りまとめる者を代表者（以下「代表者」という。）として申請させることができるものとする（以下「包括申請」という。）。

(1)・(2) (略)

2 生産者、生産者団体等の責任者又は代表者は、1の申請に当たっては、タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書（第1号様式）を作成の上、当該生産園地の所在する都道府県に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 2でタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書の提出を受けた都道府県は、提出された申請書を取りまとめ、タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表（第2号様式）を作成の上、四半期ごとの締切日（毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日）までに当該生産園地の所在地を管轄する植物防疫所（那覇植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に提出するものとする。な

る情報を管理・保管し、植物防疫官からの要請があった場合は、当該情報を提供するものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

4 都道府県は、前項により取りまとめた生産園地・生産施設登録申請書を植物防疫所へ提出する際は、タイ向け輸出りんご等の生果実生産園地登録申請一覧表（第1号様式）を作成の上、提出するものとする（ただし、都道府県が当該生産園地・生産施設登録申請書を、前項によりeMAFFを通して植物防疫所に提出する場合は除く。）なお、申請書に2の(1)の記入がある場合は、都道府県は、タイ向け輸出りんご等の生果実生産園地登録申請一覧表の備考欄に、当該登録生産園地・施設番号を記入するものとする。

5 2で生産園地・生産施設登録申請書を提出した管理者又は代表者（以下「申請者」という。）は、その記載内容に変更があったときは、速やかに当該生産園地の所在する都道府県に再提出するものとする。また、都道府県は、前項で提出したタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表の記載内容に変更があったときは、当該都道府県を管轄する植物防疫所へ速やかに再提出するものとする。

6 3で生産園地・生産施設登録申請書の提出（前項による再提出を含む。）を受けた植物防疫官は、内容を確認した上で、タイ向けりんご等の生果実の生産園地を登録生産園地・生産施設一覧表（二国間生果実実施要領第2号様式）に登録するとともに、当該登録生産園地・生産施設一覧表を2年間保管するものとする。なお、登録生産園地・施設番号（Production unit code (PUC)）は、別表1の識別コードと4桁の数字の組み合わせとし、面積

お、包括申請の場合は、都道府県は、当該申請に係る生産者又は生産者団体等に関する情報を管理・保管し、植物防疫官からの要請があった場合は、当該情報を提供するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 2でタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書を提出した生産者、生産者団体等の責任者又は代表者（以下「申請者」という。）は、その記載内容に変更があったときは、速やかに再提出するものとする。また、都道府県は、3で提出したタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表の記載内容に変更があったときは、速やかに再提出するものとする。

5 3でタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表の提出を受けた植物防疫官は、内容を確認した上で、タイ向けりんご等の生果実の生産園地をタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地一覧表（第3号様式）に登録するとともに、登録したタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地（以下「登録生産園地」という。）を都道府県に通知するものとする。

欄の記入は不要とする。

7 植物防疫官は、2の都道府県に対し、前項の登録生産園地・生産施設一覧表から当該都道府県以外を所在地とする登録生産園地の情報を削除した一覧表を通知するものとする。

(削る。)

8 植物防疫官は、6による登録について、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録生産園地の登録は、当該期日付けで登録生産園地・生産施設一覧表から抹消されるものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年7月31日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年2月末日

9 生産園地の登録後に、1の(1)又は(2)の措置が適切に実施されていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録生産園地の申請者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、申請者が従わない場合には、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る6の登録を取り消し、登録生産園地・生産施設一覧表を変更するものとする。

10 前項により、登録生産園地・生産施設一覧表を変更した場合は、7に準じて、速やかに変更後の登録生産園地・生産施設一覧表の通知を行うものとする。

11 (略)

(新設)

6 植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)は、5のタイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地一覧表を、提出があった四半期ごとの締切日(毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日)から30日後までに消費・安全局植物防疫課長(以下「植物防疫課長」という。)に報告する。

(新設)

7 生産園地の登録後に、1の(1)又は(2)の措置が適切に実施されていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録生産園地の申請者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、申請者が従わない場合には、植物防疫官は、当該登録生産園地に係る5の登録を取り消すものとする。

(新設)

8 (略)

第4 選果こん包施設の登録

1 選果こん包施設の責任者は、4の(1)の標準作業手順書を添付した選果こん包施設登録申請書(二国間生果実実施要領第3号様式)を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。なお、選果こん包施設登録申請書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 当該選果こん包施設が当該申請の前年度に4による登録を受けている場合は、選果こん包施設登録申請書の備考欄に登録こん包施設番号を記入すること。

(2) 選果こん包施設登録申請書の選果技術員氏名欄及び夜間作業の有無欄への記入は不要とすること。

2 前項により選果こん包施設登録申請書の提出を受けた都道府県は、提出された選果こん包施設登録申請書を取りまとめ、4の(1)の標準作業手順書を添付して、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官にeMAFF等を通じて提出するものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年6月30日

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年1月31日

3 都道府県は前項により取りまとめた選果こん包施設登録申請書を植物防疫所へ提出する際は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表(第2号様式)を作成の上、提出するものとする(ただし、都道府県が当該選果こん包施設登録申請書を、前項によりeMAFFを通じて植物防疫所へ提出する場合を除く)。なお、申請書に1の(1)の記入があ

第4 選果こん包施設の登録

1 選果こん包施設の責任者は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請書(第4号様式)を当該選果こん包施設の所在する都道府県に提出するものとする。

(新設)

(新設)

2 1でタイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請書の提出を受けた都道府県は、提出されたタイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表(第5号様式)を作成の上、四半期ごとの締切日(毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日)までに当該都道府県を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

る場合は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表の備考欄に当該登録こん包施設番号を記入するものとする。

(削る。)

4 2により選果こん包施設登録申請書の提出を受けた植物防疫官は、次に掲げる要件を備える選果こん包施設を、登録選果こん包施設一覧表（二国間生果実実施要領第4号様式）に登録するものとする。

なお、登録選果こん包施設番号（Packinghouse code (PHC)）は、別表1の識別コードと4桁の数字の組み合わせとし、選果こん包施設が複数の品目を取り扱う場合においても、同じ選果こん包施設に対して複数の登録選果こん包施設番号を付与しないこと。また、登録選果こん包施設一覧表の選果技術員氏名欄及び夜間作業の有無欄への記入は不要とする。

(1) 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従って作業を行い、タイが侵入を警戒する別表2の検疫対象病虫害（以下「検疫対象病虫害」という。）の寄生果が混入しないこと。

(2)～(3) (略)

5 植物防疫官は、前項による登録について、生果実ごとに原則、次に掲げる期日までに行うものとする。なお、前年に登録された登録こん包施設の登録は、当該期日付けで登録選果こん包施設一覧表から抹消されるものとする。

(1) りんご、なし、かき、キウイフルーツ及びいちご：毎年7月31日

3 選果こん包施設の責任者は、1のタイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに再提出するものとする。また、都道府県は、2のタイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表の記載内容に変更があったときは、速やかに再提出を行うものとする。

4 2でタイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請一覧表の提出を受けた植物防疫官は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を備える選果こん包施設を、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設一覧表（第6号様式）に、タイ向けりんご等の生果実の選果こん包施設として登録するものとする。

(1) 生果実の等級付け、選果こん包、病虫害被害果の除去等に係る標準作業手順書を有し、かつ、それに従って作業を行い、タイが侵入を警戒する別表の検疫対象病虫害（以下「検疫対象病虫害」という。）の寄生果が混入しないこと。

(2)～(3) (略)

(新設)

(2) もも、さくらんぼ、ぶどう及びなす：毎年2月末日

6 植物防疫官は、1の都道府県に対し、4の登録選果こん包施設一覧表から、当該都道府県以外を所在地とする登録こん包施設の情報を削除した一覧表を通知するものとする。

7 植物防疫官は、4の登録選果こん包施設一覧表のうち、責任者氏名以外の項目について、植物防疫所ホームページに掲載するものとする。ただし、1による申請時に植物防疫所ホームページへの掲載を望まないとした登録選果こん包施設についてはこの限りでない。

8 (略)

9 選果こん包施設の登録後に、4の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設の責任者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設に係る4の登録を取り消し、4の登録選果こん包施設一覧表を変更するものとする。

10 前項により、登録選果こん包施設一覧表を変更した場合は、6に準じて、速やかに変更後の選果こん包施設一覧表の通知を行うものとする。

11 (略)

第5 選果こん包等の実施

1 (略)

2 登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が前項により行われたと

5 植物防疫官は、4に登録した選果こん包施設（以下「登録選果こん包施設」という。）を都道府県に通知するものとする。

6 植物防疫所長は、タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設一覧表を、提出があった四半期ごとの締切日（毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日）から30日後までに植物防疫課長に報告するとともに、当該一覧表（選果こん包施設責任者氏名の欄を除く。）を植物防疫所ホームページに掲載するものとする。ただし、1の申請時に植物防疫所ホームページへの掲載を望まないとした登録こん包施設についてはこの限りでない。

7 (略)

8 選果こん包施設の登録後に、4の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設の責任者に対し、改善措置を実施するよう指導するものとする。なお、植物防疫官が改善措置を実施するよう指導したにもかかわらず、従わない場合には、植物防疫官は、当該登録選果こん包施設に係る4の登録を取り消すものとする。

(新設)

9 (略)

第5 選果こん包等の実施

1 (略)

2 選果こん包実施報告書の交付

判断した場合には、登録生産園地並びに品種ごとに箱数及び重量を記載した書類を添付した選果こん包実施報告書（二国間生果実実施要領第 11 号様式）を 2 部作成し、1 部をタイ向けりんご等の生果実をタイへ輸出しようとする者（選果こん包の実施依頼者を含む。以下「輸出者」という。）に交付し、1 部を当該登録選果こん包施設の所在地を管轄する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。なお、当該選果こん包実施報告書の植物防疫官への提出にあたっては、eMAFF、電子メール、FAX 等を用いるものとする。また、登録選果こん包施設の責任者が、第 6 の 1 の目視検査申請者として、目視検査申請を行う場合は、目視検査申請時の選果こん包実施報告書の写しの提出をもって、当該選果こん包実施報告書が登録選果こん包施設の責任者から、植物防疫官へ提出されたものとする。

第 6 目視検査

1 タイ向けりんご等生果実について、規程第 1 条第 4 号の植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査（以下「目視検査」という。）を受けようとする者（以下「目視検査申請者」という。）は、当該目視検査の実施場所を管轄する植物防疫所の植物防疫官に対し、目視検査申請書（輸出検査実施要領（令和 5 年 2 月 20 日付け 4 消安第 5904 号消費・安全局長通知。以下「輸出検査実施要領」という。）様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付して、原則として eMAFF を通じて提出するものとする。

（1）タイ農業局が発行する輸入許可証の写し

（2）第 5 の 2 の選果こん包実施報告書の写し

2 前項の規定にかかわらず、目視検査の申請が、第 7 の 1 による植物検疫証明書の交付の申請をした植物防疫所と同一の植物防疫所に対して行われる場合は、規則第 23 条の規定による検査申請書（規則第 12 号様式。以

登録選果こん包施設の責任者は、選果こん包等が 1 により行われたと判断した場合には、登録生産園地及び品種ごとに重量が記載された書類を添付したタイ向け輸出りんご等の生果実選果こん包実施報告書（第 7 号様式。以下「選果こん包実施報告書」という。）を 2 部（輸出検査申請書添付用及び輸出者保管用）作成し、タイ向けりんご等の生果実をタイへ輸出しようとする者（選果こん包の実施依頼者を含む。以下「輸出者」という。）に交付するものとする。

第 6 輸出検査

1 輸出者は、植物等輸出検査申請書（規則第 14 号様式（イ）。以下「輸出検査申請書」という。）にタイ農業局が発行する輸入許可証の写し及び第 5 で登録選果こん包施設の責任者から交付された選果こん包実施報告書を添えて、あらかじめ輸出検査の実施を希望する植物防疫所の植物防疫官に提出するものとする。

また、船積み貨物として輸出する場合、輸出検査申請書の備考欄には、コンテナ番号及びコンテナシール番号を記載するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

下「輸出検査申請書」という。)の提出をもって当該申請に代えることができるものとする。

3 前項の場合、目視検査申請者は、目視検査申請書に記載される記載に当たつての留意事項等を遵守し、検査試料を無償で提供することに同意するものとする (新設)

4 目視検査申請者が、1の目視検査申請書又は2の輸出検査申請書の記載内容を変更する場合には、直ちに修正した目視検査申請書又は輸出検査申請書を、1又は2に準じて、提出するものとする。 (新設)

5 植物防疫官は、提出された目視検査申請書又は輸出検査申請書に必要な情報の全てが記載されていることについて確認を行い、必要があると認められた場合は、目視検査申請者に対し修正を求めるものとする。 (新設)

6 植物防疫官は、前項の確認の結果、目視検査の申請を受け付けた場合は、提出された目視検査申請書又は輸出検査申請書に、申請番号として、自所の統計・担当所コードにIの英文字及び8桁の任意番号を続けたものを付すものとする。(例：000-I-00000001) (新設)

7 植物防疫官は、1の目視検査申請者に、あらかじめ目視検査を実施する期日、場所並びに立会いを要する旨及びその際に必要となる措置の内容を、原則 eMAFF を通じて通知するものとする。

2 植物防疫官は、1の輸出者に、あらかじめ輸出検査の実施予定日時及び実施場所を通知するものとする。

8 目視検査は、次に掲げる内容により実施するものとする。

3 植物防疫官は、次により輸出検査を実施するものとする。

(1) 十分な明るさを確保した上で、他の荷口と混ざらないように配慮の上実施するものとする。 (新設)

(2) 集荷地で実施する場合は、安全に実施できるよう、目視検査申請者又はその代理人に対し必要な指示をするものとする。 (新設)

(3) 目視検査申請書に記載された梱数、数量、表示等が、申請荷口と同一であることを確認するものとする。 (新設)

(4) 輸出時の荷姿の状態を確認するとともに、次に掲げる内容により、検査荷口検査抽出数量を無作為に抽出し、検査対象病害虫、土、枝葉等の有無について目視で確認するものとする。

ア 登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を1つの検査荷口とすること。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる登録生産園地又は異なる品種の荷口をまとめて1つの検査荷口とすることができる。

イ 検査荷口ごとに2%以上(重量)を検査抽出数量とすること。

(削る。)

(削る。)

(1) 輸出検査の単位(ロット)

申請のあった生果実に対し、登録生産園地及び登録選果こん包施設が同一のものを品種ごとに1つの輸出検査単位(ロット)とし、検査を実施する。ただし、ロットが細分化され、輸出検査が非効率となる場合であって、かつ、申請者からの要望があった場合は、登録生産園地及び品種については、異なるものをまとめて1ロットとすることができるものとする。

(新設)

(新設)

(2) 輸出検査の内容

ロットごとに2パーセント以上の重量を無作為に抽出し、次について確認するものとする。

ア 検査対象病害虫の付着が認められないこと。

イ 抽出したタイ向けりんご等の生果実の各こん包の側面に第5の1の(7)の表示があること。

ウ こん包内には、土、枝葉、植物残さ等の混入がないこと。

(3) 輸出検査の結果行う措置

ア タイ向けりんご等の生果実の輸出条件に適合すると認められた場合

植物防疫官は、合格証明書(規則第18号様式(ロ))を交付するも

9 目視検査の適合の基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 別表 2 に掲げる検査対象病害虫が認められないこと。

(2) 土、枝葉、植物残さ等の混入がないこと。

(3) 抽出した各こん包の側面に第 5 の 1 の (7) の表示があること。

10 植物防疫官は、検査荷口ごとに、タイ向けりんご等の生果実が前項の基準に適合しているかの確認を行い、その結果を記載した目視検査報告書（輸出検査実施要領様式第 11 号）を目視検査申請者に交付するものとする。ただし、2 により、目視検査の申請が第 7 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請に代えて行われた場合はこの交付を要しない。

第 7 植物検疫証明書の交付

1 法第 10 条第 3 項による植物検疫証明書の交付を受けようとする者（以下「植物等輸出検査申請者」という。）は、交付を希望する植物防疫所の植物防疫官に対し、輸出検査申請書に、次に掲げる書類を添付し、原則として輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を通じて

のとする。合格証明書の交付に際しては、次の（ア）のとおり追記を行うとともに、船積み貨物の場合は（イ）の内容について追記を行うものとする。

（ア）“The consignment of（生果実の名称を記入）fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of（生果実の名称を記入）fruit from Japan to Thailand.”

（イ）コンテナ番号及びコンテナシール番号

イ 検査対象病害虫が発見された場合

当該ロットを不合格とするものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

提出するものとする。また、船積み貨物として輸出する場合は、輸出検査申請書の備考欄（NACCS においては、記事欄）には、コンテナ番号及びコンテナシール番号を記載するものとする。

（１）タイ農業局が発行する輸入許可証の写し

（２）第５の２の選果こん包実施報告書の写し

（３）目視検査報告書の原本又はその写し（第６の２により、目視検査の申請が植物検疫証明書の交付の申請に代えて行われた場合を除く。）

２ 植物防疫官は、目視検査報告書の交付の日から 14 日を超えて当該目視検査報告書に係る植物等について植物検疫証明書の交付の申請があった場合であって、その交付の申請が当該目視検査報告書の交付の日から 14 日を超えたことについて合理的な理由が認められないときは、当該目視検査報告書の交付を取り消すものとする。このとき、植物等輸出検査申請者から再度、目視検査の申請がなされたときは、植物防疫官は第６により目視検査を実施するものとする。

３ 植物防疫官は、１の輸出検査申請書及び添付書類（以下「輸出検査申請書等」という。）について、次に掲げる事項について確認し、必要があると認められた場合は、植物等輸出検査申請者に対し輸出検査申請書等の修正を求めるものとする。

（１）輸出検査申請書の提出に併せて目視検査の申請が行われていない場合は、目視検査報告書に記載されている内容が輸入国の要求する検査内容を満たしていること。

（２）第６の２により目視検査の申請に代えて輸出検査申請書の提出がされている場合は、目視検査の実施により輸入国が要求する検査内容を満たすこと。なお、この場合は、第６により目視検査について必要な手続を行うものとする。

4 植物防疫官は、前項による確認の結果、植物検疫証明書の交付の申請を受け付けた場合は、NACCS で払い出された番号を当該輸出検査申請書の該当欄に付し、受付番号とする。

5 植物防疫官は、前項により申請を受け付けた場合であって、3の(2)により目視検査を実施した結果、タイ向けりんご等の生果実が第6の9に掲げる基準を満たすと認めるときは、次に掲げる事項を追記し、植物等輸出検査申請者に法第10条第3項により植物検疫証明書(規則第13号様式)を交付するものとする。ただし、(2)の事項の追記については、タイ向けりんご等の生果実が船積み貨物の場合に限る。

(1) “The consignment of (生果実の名称を記入) fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of (生果実の名称を記入) fruit from Japan to Thailand.”

(2) コンテナ番号及びコンテナシール番号

第8 (略)

第9 不正行為が確認された場合の措置

植物防疫官は、目視検査報告書又は植物検疫証明書の交付に当たって、申請者等の文書の偽造、虚偽の報告等の不正行為を確認した場合は、植物防疫課に報告の上、必要に応じ、該当する登録生産園地、登録選果こん包施設の登録の取消等の手続を行うものとする。

第7 (略)

(新設)

別表 1

| 都道府県 | 登録園地番号 識別コード | 登録選果こん包施設 識別コード |
|------|-----------------|--------------------|
| 北海道 | 01 | HK |
| 青森県 | 02 | AM |
| 岩手県 | 03 | IT |
| 宮城県 | 04 | MG |
| 秋田県 | 05 | AT |
| 山形県 | 06 | YM |
| 福島県 | 07 | FS |
| 茨城県 | 08 | IG |
| 栃木県 | 09 | TG |
| 群馬県 | 10 | GM |
| 埼玉県 | 11 | ST |
| 千葉県 | 12 | CB |
| 東京都 | 13 | TK |
| 神奈川県 | 14 | KN |
| 新潟県 | 15 | NG |
| 富山県 | 16 | TY |
| 石川県 | 17 | IK |
| 福井県 | 18 | FK |
| 山梨県 | 19 | YN |
| 長野県 | 20 | NN |
| 岐阜県 | 21 | GF |
| 静岡県 | 22 | SO |
| 愛知県 | 23 | AC |
| 三重県 | 24 | ME |
| 滋賀県 | 25 | SG |
| 京都府 | 26 | KT |
| 大阪府 | 27 | OS |
| 兵庫県 | 28 | HG |
| 奈良県 | 29 | NR |
| 和歌山県 | 30 | WK |
| 鳥取県 | 31 | TT |
| 島根県 | 32 | SN |
| 岡山県 | 33 | OY |
| 広島県 | 34 | HS |
| 山口県 | 35 | YG |
| 徳島県 | 36 | TO |
| 香川県 | 37 | KA |
| 愛媛県 | 38 | EH |
| 高知県 | 39 | KO |
| 福岡県 | 40 | FO |
| 佐賀県 | 41 | SA |
| 長崎県 | 42 | NS |
| 熊本県 | 43 | KM |
| 大分県 | 44 | OT |
| 宮崎県 | 45 | MZ |
| 鹿児島県 | 46 | KG |
| 沖縄県 | 47 | ON |

(新設)

別表 2 (略)

(削る。)

第 1 号様式 (第 3 関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表 (年度)

都道府県名 (Prefecture)

| 生産園地名 Name of orchard | 生果実名 Name of fruits | 生産者氏名 Name of person grower | 生産園地の所在地 Address of orchard | 備考 Notes |
|--------------------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注) 生産園地名、生果実名、生産者氏名及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

別表 (略)

第 1 号様式 (第 3 関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請書

都道府県 宛て

申請者
住所
氏名

下記の生産園地をタイ向けりんご等の生果実登録生産園地として申請します。

| 生産園地名 Name of orchard | 生果実名 Name of fruits | 申請者氏名 (名称) Name of person in charge | 生産園地の所在地 Address of orchard | 備考 Notes |
|--------------------------|------------------------|---|--------------------------------|-------------|
| | | | | |

(注) 1 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

2 包括申請を希望する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

第 2 号様式 (第 3 関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地申請一覧表

都道府県名 (Prefecture)

| 生産園地名 Name of orchard | 生果実名 Name of fruits | 申請者氏名 (名称) Name of person in charge | 生産園地の所在地 Address of orchard | 備考 Notes |
|--------------------------|------------------------|--|--------------------------------|-------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注) 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

(削る。)

(削る。)

第3号様式 (第3関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録生産園地一覧表
List of registered fruits (apple etc.) orchard for export to Thailand

| 登録生産園地番号 Production unit code (PUC) | 生産園地名 Name of orchard | 都道府県名 Prefecture | 生果実名 Name of fruits | 申請者氏名(名称) Name of person in charge | 生産園地の所在地 Address of orchard | 備考 Notes |
|--|--------------------------|---------------------|------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注) 生産園地名、生果実名、申請者氏名(名称)及び生産園地の所在地については、英文併記とすること。

第4号様式 (第4関係)

タイ向け輸出りんご等の生果実登録選果こん包施設申請書

都道府県 宛て

選果こん包責任者
住所
氏名

下記施設をタイ向けりんご等の生果実登録選果こん包施設として申請します。

| 選果こん包施設名 Name of packinghouse | 生果実名 Name of fruits | 選果こん包施設の 所在地及び連絡先 Address and phone number | 選果こん包施設 責任者氏名 Name of person in charge | 備考 Notes |
|----------------------------------|------------------------|--|--|-------------|
| | | | | |

(注) 1 標準作業手順書の写しを添付すること。

2 選果こん包施設名、生果実名、所在地及び責任者氏名については、英文併記とすること。

3 登録後に植物防疫所ホームページに掲載されることを望まない場合は、備考欄にその旨を記載すること。

(削る。)

第7号様式（第5関係）

タイ向け輸出りんご等の生果実選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包申請者） 殿

登録選果こん包施設名：
登録選果こん包施設番号：
選果こん包施設責任者：

タイ向けりんご等の生果実として以下のとおり選果こん包したので、報告します。

| 実施年月日 | 選果時間 | 生果実名 | 選果こん包数量 |
|-------|-------|------|---------|
| | : ~ : | | |
| | : ~ : | | |
| | : ~ : | | |
| | : ~ : | | |

(注) 登録生産園地及び品種ごとに重量が記載された書類を添付すること。

附 則

この通知は、令和5年11月20日から施行する。